

令和5年3月8日改定版

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う「わくわく体験館」の使用に関する要領

1. 趣旨

本要領は、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、わくわく体験館の利用者の生命と安全を確保するため、その使用に関する取り扱いを示すものである。

なお、国または県から公共施設の取り扱いについて指示等が示されるなど、状況に変化があった場合は、本要領も見直すものとする。

2. 使用の制限について

(1) 施設の使用の制限

施設の使用の制限は施設ごとに次のとおりとする。なお閉館中の施設については、今後の状況をみつつ、開館日を決定する。

- ① 会議室 開館
- ② わくわく工房・ガラス工房 開館
- ③ 体育館 開館
- ④ 宿泊室(グループ室、調理室含む) 閉館
- ⑤ 浴室 閉館

3. 利用者への周知について

- (1) マスクの着用は利用者の判断に委ねることとする。(利用者の意思に反してマスクの脱着を強いることがないようにする。)
- (2) 発熱等症状のある者、新型コロナウイルス陽性者や同居家族に陽性者がいる場合は、入場を控えるよう徹底する。

3. 遵守事項について

わくわく体験館の使用についての遵守事項は、可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例第18条に定めるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症防止対策に基づくわくわく体験館使用チェックリスト(別紙1-1)、に必要事項を記載の上、施設の使用前にわくわく体験館に提出すること。ただし、ガラス工芸体験を行う場合は除く。
- (2) 30分毎に1回以上(1回当たり3分以上)、窓、出入口等2方向を開放し、換気を行うこと。
- (3) 使用する部屋において、利用者は、他者と適切な間隔を確保すること。
- (4) 部屋の使用前、使用後に消毒を実施すること。
- (5) 調理器具や工具など使用する備品の使い回しはせず、使用後は使用者が必ず洗浄または消毒を行うこと。

- (6) 活動で発生した廃棄物は、使用者が持ち帰ること。
- (7) 物販等、不特定多数の者が来場する場合は、密集が発生しないなど対策を徹底すること。

4. わくわく体験館における感染症防止対策について

- (1) わくわく体験館の感染症防止対策実施責任者(以下「実施責任者」という。)は、わくわく体験館長をもって充てる。
- (2) 実施責任者は、わくわく体験館の使用にあたって、新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト(別紙3)に基づき、適切な感染症防止対策を実施する。
- (3) 実施責任者は、わくわく体験館の使用を希望する者全員から新型コロナウイルス感染症防止対策に基づくわくわく体験館使用チェックリスト(別紙1-1)を提出させる。ただし、ガラス工芸体験を行う場合は除く。
- (4) 実施責任者は、使用者全員にわくわく体験館を使用される皆様へ(別紙4)を渡して、遵守事項の徹底を図る。
- (5) 実施責任者は、適宜施設内の消毒を行う。

5. 留意事項

わくわく体験館の使用に当たっては、本要領の他に、感染症拡大防止のための各種団体等が策定するガイドライン等の適用を徹底するものとする。

6. 適用期間

本要領の適用は、令和5年3月13日から、日本政府による新型コロナウイルス感染症の終息宣言が発表される日までとする。

附則

令和3年4月1日作成	令和3年4月1日適用
令和4年10月18日改定	同日より適用
令和5年2月6日改定	同日より適用
令和5年3月8日改定	令和5年3月13日適用

わくわく体験館指定管理者 有限会社可児ガラス工房 作成